

平成三十一年四月十日発行
皇學館論叢第五十二卷第二号 抜刷

江戸時代の正一位稻荷大明神安鎮証書について

松
本
勇
介

江戸時代の正一位稻荷大明神安鎮証書について

松 本 勇 介

□ 要 旨

正一位稻荷大明神安鎮とは、伏見稻荷社から他所へ正一位稻荷大明神の分霊を勧請して祀ることである。本稿では伏見稻荷社の社家の秦氏諸家や荷田氏諸家、本願所の愛染寺が勧請の際に発給した多数の安鎮証書（勧請証書）を検討し、第一節では安鎮証書の発給者と勧請先について、第二節では安鎮証書の様式について、第三節では安鎮幣料定式と請証について論じた。第一節と第三節では先行研究で言及されてきた点について掘り下げ、第二節では新たに安鎮証書の様式について基本的な考え方を示した。

本稿の核となるのは第二節で、安鎮証書の様式は厳璽授与系、勧遷大明神安鎮系、勧遷大明神系の三系統に大別することができ、これらの系統は幕末まで併存していたこと、秦氏諸家の一部は厳璽授与系→勧遷大明神安鎮系→勧遷大明神系の順で変遷したが、荷田氏諸家や愛染寺は一貫して厳璽授与系を用い続けていたことなどを明らかにし、安鎮証書研究の深化を図った。

□ キーワード

正一位稻荷大明神安鎮証書 安鎮幣料定式 秦氏 荷田氏 愛染寺

はじめに

正一位稻荷大明神安鎮とは、伏見稻荷社から他所へ正一位稻荷大明神の分霊を勧請して祀ることである。稻荷大明神の分霊の勧請は、神祇伯の白川家（京都）や妻恋稻荷社（江戸）でも行われていたが、本稿では主流となる伏見稻荷社の勧請について論じる。伏見稻荷社では社中三社すなわち社家の秦氏と荷田氏、本願所の愛染寺が遅くとも元禄年間から稻荷大明神の分霊の勧請を始めた^②とされる。秦氏と荷田氏ではそれぞれ邸内に勧請場を設け、求めに応じて勧請の儀式を行い、神璽（神体）と共に安鎮証書などを授与した。また愛染寺も勧請の儀式の一部は社家に委託するものの、社家同様に勧請を行ったとされる^③。

伏見稻荷社が発給した正一位稻荷大明神安鎮証書（勧請証書）に関する先行研究には、関東とその周辺の安鎮証書を多数収集し吉田家の神号授与状や白川家及び妻恋稻荷社の勧請証書と形式などを比較しながら総合的に論じた研究^④や、愛染寺の安鎮証書を多数収集し発給者や勧請先、費用などを論じた研究^⑤がある。両者とも伏見稻荷社の安鎮証書の研究を進めるに当たり必読の書だが、社中三社が発給する安鎮証書について特化して論じたものではないので、議論が尽くされているとは言い難い。そこで本稿では六十一^⑥の伏見稻荷社の安鎮証書を収集し、それを基に作成した表「伏見稻荷社の安鎮証書の発給者別記載内容一覧（江戸時代）」を用いて、発給者や勧請先など先行研究で言及されてきた点について掘り下げると同時に、本文の系統など新たな点についても検討を行い、安鎮証書研究の深化を図ることを目的とする。

ここで本論に入る前に、前提となる江戸時代の安鎮証書の様式を具体的に見ておきたい。

正一位稻荷大明神安鎮之事^(系世)

右於本宮雖為奧秘、依懇望神事令修行奉勸遷 大明神於其清地〔江州蒲生郡八幡社内高木亦十郎志願也〕齋場矣、

無怠祭祀於尊信者、豊饒万福可有守護者、仍如件

慶応三年十月 本宮祠官正五位下阿波守秦宿祢親俊（朱印）⁽⁷⁾

これは江戸時代の安鎮証書の一例であるが、後述するように他にも様々なパターンが存在した。記載項目はこの安鎮証書のように、題目、勸請の内容、書止文言、発給年、発給者の順で記されるグループと、発給者の後に宛名が記されるグループの二つが存在した。形状は堅紙で、紙種は檀紙である。

一、安鎮証書の発給者と勸請先

まず安鎮証書の発給者について述べる。前述した通り発給者は社家の秦氏と荷田氏、本願所の愛染寺の社中三者に大別される。秦氏から述べると、明和五年（二七六八）以後、秦氏諸家は西大西家、東大西家、碓川家、安田家（下久我）、安田家（上久我）の西大西系五家、松本家、南松本家、中津瀬家、鳥居南家の松本系四家、森家、毛利家の森系二家からなっていた。すなわち三本家八分家であった。一方、荷田氏諸家は東羽倉家、北羽倉家の東羽倉系二家、西羽倉家、京羽倉家の西羽倉系二家からなっていた。⁽⁸⁾ すなわち二本家二分家であった。秦氏諸家と荷田氏諸家が就く職については、明和五年以後では、上から①下社神主、②中社神主、③上社神主、④御殿預、⑤目代、⑥正祢宜、⑦正祝、⑧権祢宜、⑨権祝、⑩下社祢宜（新権祢宜）、⑪新権祝、⑫中社祢宜、⑬上社祢宜、⑭中社祝、⑮上社祝、⑯田中社祝、⑰権御殿預、⑱権目代の十八種類あり、その下に氏人が置かれた。⁽⁹⁾ これらの内、①下社神主から⑤目代ま

江戸時代の正一位稻荷大明神安鎮証書について（松本）

での上位五人を正官と呼んだ。そして最上位の①下社神主は惣官や社務とも呼ばれた。全十八職のうち後述の四職を除く十四職は秦氏諸家が勤めた。この十四職は本家分家に関係なく勤務年数を積むことで下位の職から上位の職に昇進することができたので、転任職と呼ばれる。一方、全十八職のうち④御殿預、⑤目代、⑦権御殿預、⑧権目代は荷田氏二本家が勤めた。④御殿預と⑦権御殿預は東羽倉家が、⑤目代と⑧権目代は西羽倉家が世襲したので、譜代職(世襲職)と呼ばれる¹⁰⁾。なお北羽倉家と京羽倉家は氏人を世襲した。

愛染寺は伏見稲荷社の本願所であり、社殿の造営や修復、勧進、出開帳などを行っていたが、權益を巡って社家と対立することも多かった。愛染寺住持の伏見稲荷社での席次は、正官五人に次ぐ六番目であった¹¹⁾。

秦氏諸家、荷田氏諸家、愛染寺の三者(十六家)のうち、表及び先行研究から現時点で安鎮証書の発給を確認できていない家は四家あり、秦系の南松本家と毛利家、荷田系の北羽倉家と京羽倉家である。南松本家と毛利家についてはそれぞれ正官を輩出していることから、今後安鎮証書が出てくる可能性が高い。一方、北羽倉家と京羽倉家はそれぞれ氏人を世襲しており、そもそも安鎮証書を発給する権限を持っていなかった可能性が高い。ちなみに表から安鎮証書の発給数上位五家を挙げると、荷田系の東羽倉家十六点、愛染寺十一點、秦系の東大西家七点、松本家七点、西大西家六点となり、伏見稲荷社内の江戸時代の発給状況を推し量る参考となる。

それでは安鎮証書に記された発給者に関する文言を具体的に見ていく。一つ目に肩書について述べる。まず秦氏諸家から見ると、西大西家は「稲荷本宮惣官社務神主」、「本宮祠官」、東大西家は「稲荷本宮神主」、「稲荷本宮祠官」、菟川家は「稲荷本宮社司」、「稲荷本宮祠官」、安田家(上久我)は「本宮祠官」などと名乗っていた。また松本家は「本宮正官」、「本宮祠官」、鳥居南家は「稲荷本山神主」、「物本宮祠官」、中津瀬家は「稲荷本宮正官」などと名乗っていた。そして森家は「稲荷惣本宮正官神主」、「稲荷惣本宮祠官」と名乗っていた。このように秦氏諸家では基本的に神

主として正官の地位にある者は「本宮神主」や「本宮正官」などと名乗り、その地位にない者は「本宮祠堂」などと名乗っていた。次に荷田氏諸家を見ると、御殿預を世襲した東羽倉家は「正官御殿預」、「本宮正官」、目代を世襲した西羽倉家は「本宮正官惣目代」、「本宮正官」と名乗っていた。このように荷田氏二本家では必ず「正官」と名乗っており、加えて東羽倉家では「御殿預」、西羽倉家では「目代」と名乗ることもあった。ここからは荷田氏二本家は秦氏諸家と比べ、「正官」と名乗ることを重視していたことが窺える。なお愛染寺の住持の場合は、「日本稲荷惣本宮愛染寺」という肩書が用いられることが多く、天保期より前には「皇都稲荷本願愛染寺」や「日本惣司稲荷山本宮愛染寺」なども用いられた。

二つ目に神祇伯の白川家を通して朝廷から取得した受領名と位階について述べる。受領名は秦系の西大西家が相模守、東大西家が下総守、椛川家が佐渡守、安田家（上久我）が阿波守、松本家が筑後守、鳥居南家が和泉守、中津瀬家が陸奥守、森家が三河守を名乗っていた。また荷田系の東羽倉家は撰津守、西羽倉家は伯耆守を名乗っていた。なお先行研究では、安田家（下久我）が安芸守を名乗っていたことが確認されている。¹³ また位階については、大部分が従五位から正四位を名乗っていたが、中には出世を遂げ従三位を名乗っていた者（大西親臣）もいる。なお愛染寺の住持については当然ながら受領名と位階は記されていない。

三つ目に記載順について述べる。秦氏と荷田氏の発給者は原則として「正四位下行参河守秦宿祢公府」（森家・文化六年）のように、位階、受領名、氏、姓、名の順で記されている。¹⁴ ただし氏、姓、名については、十八世紀中期までは「荷田信名宿祢」（東羽倉家・寛保二年）や「秦親方宿祢」（東大西家・寛延二年）のように、氏、名、姓の順で記されることもあった。また「正五位下行伯耆守荷田信度」（西羽倉家・万延元年）のように姓が省略されることや、「従三位秦親臣」（西大西家・天明七年）のように受領名と姓が省略されることも例外的にあった。なお愛染寺の住持の場合は、

江戸時代の正一位稲荷大明神安鎮証書について（松本）

「知山」(天保七年)のように戒名のみ記されている。

次に勧請先について述べる。表を見ると、勧請先は三つに大別され、「越後国魚沼郡須原村目黒氏之鎮守」(東大西家・文政元年)といった個人の社、「東蝦夷地オサツヘ村鎮守」(松本家・文化六年)といった村や町の社、「肥前国佐嘉北原村慈音院之齋祠」(西大西家・元治元年)といった寺内の社などからなる。最も多いのは個人の社(三十五点)で、次いで村や町の社(十九点)となる。個人には公家(西大西家・嘉永七年)、庄屋(東大西家・文政元年)、商人(鳥居南家・明和八年)など様々な身分の者が確認できる。先行研究でも勧請先に屋敷神(個人の社)が多いことは指摘されているが、その理由としては、稲荷信仰は個人の信仰という傾向が強いため、⁽¹⁵⁾また個人でも工面できる安価な祭式もあったためなどが考えられる。なお後者の理由の根拠としては、表を見ると明らかのように、個人の多くが「略祀式」(第三節参照)という安価な祭式を選択していたことが挙げられる。

二、安鎮証書の様式

それでは本稿の中心となる安鎮証書の様式について述べる。一つ目に本文の系統について見る。本文には一見様々な種類があるように思われるが、内容によって次の三系統に分けることができる。第一に厳靈授与系(A系)と名付けられる系統があり、以下に具体例を挙げる。

正一位稲荷大明神安鎮之事

右雖為本宮之奧秘、依各別之願望、略式修封之 嚴靈令授与焉、祭祀慎之莫怠也

文政八年二月豊日 本宮正官正五位下行撰津守荷田宿祢信純(朱印)

武州川越谷中村正円寺殿⁽¹⁶⁾

これは荷田系の東羽倉家のものであり、「右雖為本宮之奧秘、依各別之願望、略式修封之 嚴靈令授与焉、祭祀慎之莫怠也」という文章は、嚴靈授与系の基本形（A1）と位置付けられる。主旨は嚴靈の授与、祭祀の精勤である。文言に多少の差異はあるものの、秦系の東大西家、碓川家、松本家、鳥居南家、荷田系の東羽倉家、西羽倉家、そして愛染寺で用いられており、遅くとも寛延二年（二七四九）から江戸時代の終わりまで使用を確認できる。ただし東大西家と碓川家では十八世紀半ばまでしか用いられていなかったと推察される。とは言え、嚴靈授与系基本形（A1）は広く社中三者で用いられていた点が特筆される。なお嚴靈授与系には基本形（A1）以外に少なくとも五つのパターン（A2～A6）を確認できる。ちなみに嚴靈とは神靈のことで、「正一位稻荷大明神」などと記された八角柱または四角柱の神体を指すとされる⁽¹⁷⁾。

第二に勧遷大明神安鎮系（B系）と名付けられる系統があり、以下に具体例を挙げる。

正一位^(朱印)稻荷大明神安鎮之事

右於本宮雖為奧秘、其主之志願有年矣、今復頻依懇望奉勸遷大明神於其清地（京都東洞院通仏光寺上ル古沢家主尊敬鎮守之祠也）者也、神靈到日宜祓除其祠而永世奉安鎮也、祭祀無怠於尊信者、其家繁栄豊饒万幸可有守護者、仍如件

文化六歳季秋豊日 城州紀伊郡稻荷惣本宮正官神主正四位下行參河守秦宿祢公府（朱印）⁽¹⁸⁾

これは秦系の森家のものであり、「右於本宮雖為奧秘、其主之志願有年矣、今復頻依懇望奉勸遷大明神於其清地（勸請先省略）者也、神靈到日宜祓除其祠而永世奉安鎮也、祭祀無怠於尊信者、其家繁栄豊饒万幸可有守護者」という文章は、勧遷大明神安鎮系の基本形（B1）と位置付けられる。主旨は稻荷大明神の勧遷、祓除と永世安鎮、祭祀の

江戸時代の正一位稻荷大明神安鎮証書について（松本）

精勤、幸福の招来である。文言に多少の差異はあるものの、秦系の西大西家、東大西家、鳥居南家、森家で用いられており、遅くとも天明三年（一七八三）から江戸時代の終わりまで使用を確認できる。ただし西大西家と東大西家では短い期間しか用いられていなかったと推察される。なお勧遷大明神安鎮系は、現時点では基本形（B1）以外確認できていない。

第三に勧遷大明神系（C系）と名付けられる系統があり、以下に具体例を挙げる。

正一位稻荷大明神安鎮事

右於本宮雖為奧秘、因懇望略祀式修行奉勧遷 大明神於其清地〔越後国魚沼郡須原村目黒氏之鎮守也〕齋場矣、

祭祀無怠於尊信、豊饒万福可有守護者也

文政元年六月吉旦 城州紀伊郡稻荷惣本宮祠官從四位上行下総守秦宿祢親寔（朱印）（朱印）⁽¹⁹⁾

これは秦系の東大西家のものであり、「右於本宮雖為奧秘、因懇望略祀式修行奉勧遷 大明神於其清地〔勧請先省略〕齋場矣、祭祀無怠於尊信、豊饒万福可有守護者也」という文章は、勧遷大明神系の基本形（C1）と位置付けられる。主旨は稻荷大明神の勧遷、祭祀の精勤、幸福の招来である。文言に多少の差異はあるものの、秦系の西大西家、東大西家、秋川家、安田家（上久我）、中津瀬家で用いられており、遅くとも寛政五年（一七九三）から江戸時代の終わりまで使用を確認できる。なお勧遷大明神系には基本形（C1）以外に少なくとも二つのパターン（C2、C3）を確認できる。

ここで三系統基本形について整理する。一点目に本文の様式について述べる。A1とそれ以外を比較すると、A1は厳璽の授与という表現で勧請先が宛名として書かれているのに対し、B1とC1は稻荷大明神の勧遷という表現で勧請先が文中に書かれており、大きく異なっている。またB1やC1には「清地」という文言が記されており、神聖

な場所という点が強調されている。さらに幸福を招来するという表現も追加されており、A1と比べ詳細化している。C1とそれ以外を比較すると、A1やB1には「厳霊」や「神霊」といった文言が用いられているのに対し、C1には用いられていない。B1とC1を比較すると、C1には祓除と永世安鎮という表現が記されていないので、B1の省略形と言える。なお三者とも祭祀の精勤を命じている点は共通する。以上のことから、本文の様式はA1とC1が最も近く、B1とC1が最も近い、すなわち「A1—B1—C1」の関係になると言える。

参考として神祇伯の白川家の勧請証書を挙げ、三系統基本形の様式を考える手助けとしたい。

正一位稻荷大明神安鎮之事^(朱印)

右城州紀伊郡本宮同座勧遷、神霊依懇願被令授与畢、於其清地祭祀慎莫怠、万福可有守護也者、執達仍而如件

寛政十一己未年二月豊日 (朱印) 神祇伯王殿家執役 (朱印)

武州多摩郡和泉村谷田部甚五左衛門殿、同総氏子中⁽²⁰⁾

主旨は本宮同座勧遷、神霊の授与、祭祀の精勤、幸福の招来であり、勧請先が宛名として書かれている。なお本宮同座勧遷とは、伏見稻荷社の正一位稻荷大明神を他所に同格で勧請するという意味である。⁽²¹⁾この事例からは、「稻荷大明神を勧遷するに当たり神霊を授与する」という表現が最も丁寧なものであることがわかる。そうすると、三系統基本形のA1は稻荷大明神の勧遷が省略されたもの、C1は神霊の授与が省略されたものと言える。またB1は勧遷と神霊の両者が登場するので、白川家のものと主旨的には最も近いと言える。

二点目に新旧、使用期間、使用者について述べる。東大西家を見ると、A1↓B1↓C1の順番で変遷していることから、三系統基本形で最も古いのはA1、最も新しいのはC1であることがわかる。ただし全ての家がこの三段階で変化したのではなく、A1を幕末に用いていた家(松本家など)や、B1を幕末に用いていた家(鳥居南家)が確認

江戸時代の正一位稻荷大明神安鎮証書について(松本)

できるので、幕末まで三系統基本形が併存していたことは明らかである。また使用期間についても、三系統基本形で最も長いのがA1、最も短いのがC1であることがわかる。また使用者については、A1は社中三者で用いられていたのに対し、B1とC1は秦氏のみで用いられていたことがわかる。すなわち荷田氏と愛染寺はA1のみ、秦氏はA1、B1、C1の三つを用いていた。なお秦氏全体では三系統を用いていたとはいえず、三本家八分家もあるためか、系統が変遷した家（東大西家など）としなかった家（松本家）が存在し、秦氏内は一様ではなかった。

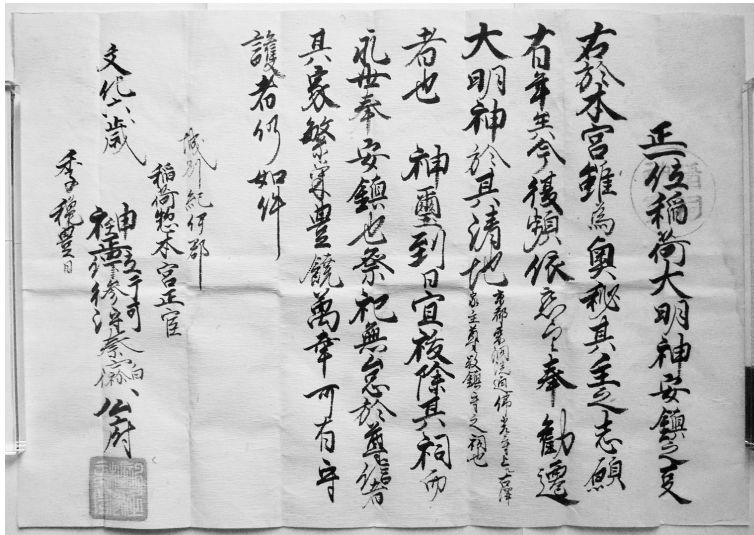
三点目に発給数と各系統の種類について述べる。表によると、現存数の降順はA1（三十二点）、C1（十三点）、B1（五点）、使用者数の降順はA1（七家）、C1（五家）、B1（四家）、使用期間の降順はA1（一七四九年から）、B1（一七八三年から）、C1（一七九三年から）であることから、発給数はA1が最も多く、B1が最も少ないと考えられる。また各系統の種類について、少なくともA系は六種類、B系は一種類、C系は三種類存在したが、A系の種類が多い理由としては、最古の系統であり、社中三者で広範に用いられており、基本形（A1）に収斂するまでに多くのパターンが存在することになったためだと考えられる。またA系では祭式のグレード（第三節で詳述）により、本文の様式を変更することがあったことも一因である。具体例を挙げる。

正一位稻荷五社大明神安鎮之事

右本宮之奥秘而所以猥警修封之也、雖然今般為武州入間郡金子郷中神村浅見基次郎殿鎮守、請安鎮本宮之神靈、因謹而本祀式修封之 嚴璽令授与焉、永奉祭祀無怠、可為其所安全長久繁栄之鎮護者也

文化七年正月廿三日 本宮正官惣目代 正四位下行伯耆守荷田宿祢信賢（朱印）²²⁾

これは西羽倉家のA5様式であり、基本形（A1）と比べると、幸福の招来が記されているなど表現が丁寧と言える。これと東羽倉家のA5様式の事例（寛政八年）とを合わせて考えると、両家ではグレードの高い「大祀式」や「本



正一位稻荷大明神安鎮証書

「祀式」などの厳璽を授与する場合はA5様式、それ以外は基本形（A1）が用いられており、両者は併用されていたと言える。なお愛染寺では「太々祀式」（天保十四年）や「大祀式」（天保十一年）の厳璽を授与する場合でも、基本形（A1）が用いられており、西羽倉家などとは対照的である。

一つ目の本文の系統以外にも、安鎮証書の様式についていくつか論ずべきことがある。二つ目に題目の表記について述べる。稻荷大明神は天慶五年（九四二）に「正二位」の神階を勅許され、建久五年（一一九四）に分霊に「正一位」を添えて勸請することを勅許されたと言われている。⁽²³⁾ そのため多くの題目は「正一位稻荷大明神安鎮之事」とある。しかし中には「正一位久次郎稻荷大明神安鎮之事」（東羽倉家・寛政八年）など固有名を伴った題目もあり、秦氏のものよりも荷田氏や愛染寺のものに多く見られる。厳密に言えば、「正一位稻荷大明神」の分霊を勸請するということは、勸請先が「正一位稻荷大明神」と名乗ることを指しているのであり、「正一位〇〇稻荷大明神」と名乗ることを指しているのではない。⁽²⁴⁾「〇〇稻荷大明神」が「正一

位〇〇稲荷大明神」と名乗るには、別途「正一位」の勅許を得る必要があるということになる。これは文化期の社家と愛染寺との稲荷勧請に関する公事の結果、幕府が両者に固有名を伴った「〇〇稲荷大明神」に「正一位」の神階を添えて勧請することを禁止したことからわかる。²⁵⁾しかしその後も発給は続けられたようで、天保十四年の「正一位国豊稲荷大明神」（愛染寺）、嘉永六年（一八五三）の「正一位虎尾稲荷大明神」（東羽倉家）、万延元年（一八六〇）の「正一位光玉稲荷大明神」（松本家）の安鎮証書などを確認できる。このように社中三者は、江戸時代を通して一般的な「正一位稲荷大明神」の安鎮証書を作成すると同時に、疑義のある固有名を伴った正一稲荷大明神の安鎮証書も作成し続けていた。

三つ目に日の表記について述べる。表を見ると「豊日」が半数以上を占め、残りは「吉日」、「吉辰」、「吉旦」、「吉祥日」などの吉日系、「初午」などが見られる。稲荷大明神の勧請の日に「豊日」が用いられることが多いのは、稲荷大明神が豊かさをもたらす存在のためだと考えられ、「初午」ともども江戸時代の一般的な書状ではほとんど見られない、安鎮証書ならではの日付の表記と言える。なお家別に見ると、秦系の秋川家、松本家、森家、荷田系の東羽倉家、西羽倉家は「豊日」を用いることが多く、愛染寺と秦系の東大西家は吉日系を用いることが多かった。

四つ目に法量について述べる。法量を取得できたのは全部で十二点で、内訳は秦系の西大西家が五点の他は、東大西家、安田家（上久我）、松本家、鳥居南家、森家、荷田系の東羽倉家、西羽倉家が一点ずつである。基本的には長辺長約四十五cm〜五十cm、短辺長約三十三〜三十五cmのサイズが用いられることが多かったが、一八六〇年代には長辺長約五十七cm〜六十cm、短辺長約四十二cm〜四十五cmのサイズが社家の一部すなわち西大西家や鳥居南家、東羽倉家で用いられていたことを確認できる。後者は前者に比べ長辺長が最低でも約七cm、短辺長が最低でも約七cmも長くなっており、大型化している。大型化の目的は、視覚的に安鎮証書の権威を高めることなどが考えられる。

三、安鎮幣料定式と請証

本節では勸請の手続きにおいて、安鎮証書と一連の関係にある安鎮幣料定式と請証を取り上げる。まず準備段階で必要となる、稲荷大明神安鎮の種類（グレード）と料金が記された安鎮幣料定式を見る。第一に元治元年（一八六四）より前の事例を見ると、西大西家の「御安鎮幣料定式」（年不詳）には、太祀式（判金一枚）、本祀式（白銀五枚）、中祀式（白銀三枚）、小祀式（金五百匹）、略式（金三百匹）、式外（金二百匹）の六種類が記されている。⁽²⁶⁾ また菟川家の「安鎮幣料」（寛政十二年（一八〇〇）以前か）には大祀式から略式までの五種類、中津瀬家の「御安鎮幣料定式」（寛政十二年以前か）には太祀式から略祀式までの五種類、そして松本家の「御安鎮幣料定式」（文政六年（一八二三）以前）には大祀式から小祀式までの四種類が記されている。⁽²⁸⁾ このように秦氏諸家の安鎮の種類には、大祀式（太祀式）と小祀式の共通項目と略祀式（略式）や式外の追加項目があり、家ごとに追加項目に違いは見られるものの、各項目の料金は同じであり、秦氏諸家では基本となる部分が共通する定式を用いていたと考えられる。

第二に元治元年の改正後の事例を見ると、西大西家の「御安鎮幣料定式」には、大々祀式（金二十両）、大祀式（金七両二歩）、本祀式（金三両）、中祀式（金二両）、小祀式（金一両一歩）、略祀式（金三歩）、大略祀式（金二歩）の七種類が記されている。⁽³⁰⁾ また森家の「御安鎮幣料定式」も、愛染寺の「御安鎮幣料定式」も同内容である。⁽³²⁾ これらの定式には「一社中改正」とあり、元治元年に「一社中」すなわち秦氏、荷田氏、愛染寺の全てがこの定式に変更したようである。特筆すべき変更点は、大祀式と略祀式の五段階の最上段に大々祀式、最下段に大略祀式が付け加えられた点であり、勸請希望者の細かなニーズに応えた変更かと考えられる。先行研究では、社中三者は経済面などで競合関係

江戸時代の正一位稲荷大明神安鎮証書について（松本）

にあり各々対立していたと言われているが、安鎮幣料定式については元治元年以前、以後とも社中三者で協調して、基本となる部分が共通する定式を用いていた可能性が高い。³⁴ なお表を見ると、安鎮の種類が判明するものが四十六点あり、内訳は太々祀式一点、大祀式二点、本祀式四点、中祀式三点、小祀式六点、略祀式二十八点、大略祀式二点となり、勸請先の半数以上が安価な略祀式を選択していたことがわかる。

次に請証を見る。請証は稲荷大明神の安鎮が済んだ後に、勸請依頼者から社家などに提出されるもので、社家などが示した雛形に則って作成された。

請証

一 御本宮正一位稲荷大明神御安鎮願望之所、御神物御授与被成下、難有仕合二奉存候、右二付御公辺を始領主地頭御察当筋者勿論、妖妄怪異之儀相企候存心毛頭無御座候、全因信仰御願申候得者、永々無怠御祭祀可奉尊敬候、御札之序為念、仍而如件

但鎮守御在所者当町東側中程町中持家屋敷地面之奥庭二御座候事

文政四巳年十一月十七日 釜座通御池上ル下松屋町、年寄奥野屋正右衛門(印)、五人組惣代丹後屋源兵衛(印)

稲荷大本宮神主大西三位殿、大西相模守殿³⁵

これは西大西家に提出された請証であり、他に東大西家のもの³⁶や東羽倉家のものを確認できる。前二者と後者では文言が異なるものの、三者とも主旨は稲荷大明神安鎮の感謝に加え、幕府などが承諾済みであること、怪しい用い方をしないこと、祭祀を精勤することなどについて社家に誓うというものである。社家内ではそれぞれ類似の請証の雛形を用いていたことを確認できたが、愛染寺については不詳である。

おわりに

本稿では多数の伏見稻荷社の安鎮証書を収集し、それを基に作成した表を用いながら、様々な角度から安鎮証書について論じたが、その内容をまとめると次のようになる。

第一節では安鎮証書の発給者と勧請先について取り上げた。前者では、三本家八分家からなり転任職に就く秦氏諸家、二本家二分家からなり本家が譜代職（世襲職）に就く荷田氏諸家、そして本願所の愛染寺が存在し、秦氏諸家では正官の地位にある者は「本宮神主」や「本宮正官」と名乗り、荷田氏二本家は「正官」の身分を重視していたので「正官」プラス世襲職名を名乗ることが多かったことなどを明らかにした。後者では、勧請先は個人の社（屋敷神）、村や町の社、寺内の社に大別されるが、稻荷大明神の勧請には個人でも工面できる安価な祭式もあったため、個人の社が多くなったと考えられることを指摘した。

第二節では本題となる安鎮証書の様式について取り上げ、本文の系統を中心に論じた。本文の系統は厳靈授与系（A系）、勧遷大明神安鎮系（B系）、勧遷大明神系（C系）の三系統に大別することができ、それぞれの基本形の様式を比較すると、厳靈授与系基本形（A1）と勧遷大明神系基本形（C1）が最も近く、勧遷大明神安鎮系基本形（B1）と勧遷大明神系基本形（C1）が最も近い。そして最も古いのは厳靈授与系基本形（A1）で、最も新しいのは勧遷大明神系基本形（C1）であるが、幕末まで三系統基本形は併存していた。また厳靈授与系基本形（A1）は社中三者で用いられていたのに対し、勧遷大明神安鎮系基本形（B1）と勧遷大明神系基本形（C1）は秦氏のみで用いられていた。秦氏諸家全体では三系統が用いられていたとはいえ、系統が変遷した家としなかった家が存在し、一様で

江戸時代の正一位稻荷大明神安鎮証書について（松本）

はなかった。そして発給数は厳璽授与系基本形（A1）が最も多く、勧遷大明神安鎮系基本形（B1）が最も少ないと考えられることなど、これまで言及されてこなかった本文の系統について、基本的な考え方を示した。他に題目や日の表記、法量についても論じ、江戸時代を通して疑義のある固有名を伴った正一位稻荷大明神の安鎮証書が作成され続けたこと、日の表記は稻荷大明神にちなんだ「豊日」が多かったこと、視覚的に権威を高めるためか、一部の安鎮証書で一八六〇年代に大型化が見られたことなどを述べた。

第三節では安鎮証書と一連の関係にある安鎮幣料定式と請証を取り上げ、少なくとも前者については安鎮証書の様式とは対照的に、社中三者でほぼ共通のものを用いていた可能性が高いこと、また祭式は安価な「略祀式」が多かったことなどを指摘した。

以上のように、本稿では安鎮証書の様式を中心に江戸時代の伏見稻荷社の安鎮証書について新たな考え方を示したが、いくつか課題も残った。具体的には、秦氏の一部で厳璽授与系（A系）↓勧遷大明神安鎮系（B系）↓勧遷大明神系（C系）と変遷を遂げた理由や、逆に荷田氏や愛染寺では一貫して厳璽授与系（A系）を用い続けた理由を明らかにすること、また寛保期より前の伏見稻荷社の安鎮証書の存在の有無を突き止め、存在した場合には寛保期以降の既知の様式と比較検討することなどであり、これらの課題を解決することは容易ではないが、安鎮証書研究ひいては稻荷大明神研究の深化には必要と言える。

東大西家					西大西家
文政元年 六月吉旦	文化八年 九月吉辰	寬政五年 二月吉辰	天明三年 八月吉旦	寬延二年 歲次己巳 二月豐日	慶応四年 六月
一八一八	一八一	一七九三	一七八三	一七四九	一八六八
同前	正一位稻 荷大明神 安鎮事	同前	同前	同前	同前
越後国魚沼郡 須原村目黒氏 之鎮守	相州大住郡八 幡村惣氏子中 志願	相州大住郡豊 田村中川家尊 神	武州比企郡羽 尾村飯塚家	横山宇右衛門 (武威国豊島 郡下落合村)	宇治田原郷之 口今西又治郎 清地祠(山城 国綴喜郡)
城州紀伊 郡稻荷惣 本宮祠官	城州紀伊 郡稻荷本 宮祠官	山城国紀 伊郡稻荷 惣本宮神 主	城州紀伊 郡稻荷本 宮祠官	權祝	城州紀伊 郡本宮祠 官
從四位上行 下総守秦宿 祢親寔	從四位下行 下総守秦宿 祢親寔	正四位下行 下総守秦宿 祢親業	從四位下行 下総守秦親 業	從四位下行 下総守秦親 方宿祢	正四位下行 相模守秦宿 祢親真
右於本宮雖為奧秘、因懇望略祀式修 行奉勸遷大明神於其清地(勸請先省 略)斎場矣、祭祀無怠於尊信、豊饒 万福可有守護者也	右於本宮雖為奧秘、因懇望小祀式令 修行奉勸遷大明神於其清地(勸請先 省略)斎場矣、無怠祭祀於尊信者、 豊饒万福可有守護者	右於本宮雖為奧秘、因懇望太略祀式 修行奉勸遷大明神於其清地(勸請先 省略)斎祠矣、祭祀無怠於尊信者、 豊饒万福可有守護者也	右於当社雖為奧秘、其主之志願有年 矣、今復頻因懇望奉勸遷大明神於其 清地(勸請先省略)者也、神靈到日 宜祓除其祠而永世奉安鎮也、祭祀無 怠於尊信者、豊饒万福可有守護者也	右雖為本山之奧秘、依各別之願望、 略式修封之嚴聖令授与焉、礼祭慎之 莫怠也	右於本宮雖為奧秘、因懇望本祀式令 修行奉勸遷大明神於其清地(勸請先 省略)斎場矣、無怠祭祀於尊信者、 豊饒万福可有守護者
C 1	C 1	C 1	B 1	A 1	C 1
約46cm × 約33cm	—	—	—	—	約57cm × 約45cm
個人蔵	442 平塚 頁	441 平塚 頁	116 正一 位 頁	新宿	945 歴彩館

菟川家				東大西家		
寛政十二年庚申二月豊日	天明三年九月豊日	明和七年十一月豊日	宝曆三年酉二月豊日	文久三年七月	天保十四年二月九日初午	
一八〇〇	一七八三	一七七〇	一七五三	一八六三	一八四三	
同前	同前	同前	安鎮之事 荷大明神	正一位瘡 守稻荷大 明神安鎮 之事	正一位稲 荷大明神 安鎮之事	
総州葛飾郡舟橋獺師町天王坊宅祠	駿河国駿東郡柳沢村村中、三郎右衛門、万右衛門、権右衛門	武州足立郡高畑村之社	田新田	武蔵国入間郡田波目村野口庄五郎志願	安房国朝夷郡白浜郷原村三峰山杖珠禅院現住超音師志願	
山城国紀伊郡稲荷惣本宮祠官	山城国紀伊郡稲荷本宮祠官	山城国紀伊郡稲荷本宮祠司	社司	本宮神主家	城州紀伊郡稲荷本宮神主	
正四位下行 佐渡守秦宿 祢親益、從五位上岩岐守秦親資	正五位下佐渡守秦宿祢親益	正四位下行 佐渡守秦宿祢直親	正五位下行 佐渡守秦宿祢直知	正四位下行 下総守秦宿祢親禎	正四位下行 下総守秦宿祢親典	
於本宮雖為奧秘、因懇望略祀式修行奉勸遷大明神於其清地（勸請先省略）斎祠矣、祭祀無於尊信者、豊饒万福可有守護者也	右雖為当社之奧秘、各別之依願望、奉勸遷大明神者也、神靈慎之祭祀於無怠者、永其家安全繁榮可有守護者也	右雖為当社之奧秘、各別之依願望、奉勸遷大明神（勸請先省略）、祭祀慎之於無怠者、永世其地繁榮可有守護者也	右雖為本山之奧秘、各別之依願望、小祀式修封之嚴聖令授与焉、礼祭慎之莫怠也	右於本宮雖為奧秘、因懇望神事修行奉勸遷大明神於其清地（勸請先省略）斎場矣、祭祀無怠於尊信者、豊饒万福可有守護者	右於本宮雖為奧秘、因懇望神事修行奉勸遷大明神於其清地（勸請先省略）斎場、祭祀無怠於尊信者、寺門繁榮豊饒万福可有守護者	
C 1	C 3	C 2	A 1	C 1	C 1	
—	—	—	—	—	—	
161 朱 頁 31 号	170 正 頁 一位	747 埼玉 頁	104 朱 頁 53 号	748 埼玉 頁	97 白 頁 浜	

江戸時代の正一位稲荷大明神安鎮証書について（松本）

松本家							安田家
霜月豊日 万延元年	正月豊日 天保四年	八月豊日 文化六年	日 十二月豊 文化元年	日 十二月豊 寛政九年	八月豊日 寛政八年	豊日 子歳二月 明和五戊	十月 慶応三年
一八六〇	一八三三	一八〇九	一八〇四	一七九七	一七九六	一七六八	一八六七
正一位光 玉稻荷大 明神安鎮 之事	正一位玉 本稻荷大 明神安鎮 之事	同前	同前	同前	正一位稻 荷大明神 安鎮之事	正一位稻 荷大明神 安鎮	同前
皇都下立壳堀 川東江入藪田 由兵衛	武蔵国多摩郡 世田谷領猪方 村、願主栗原 寅松、别当玉 泉寺法室	東蝦夷地オサ ツへ村鎮守	武州入間郡竹 間沢村氏子中	甲斐国鶴郡松 山村早川仁兵 衛	武州入間郡小 谷田根岸村高 山勘七	武州埼玉郡麦 倉村源左衛門 殿志願	江州蒲生郡八 幡社内高木亦 十郎志願
城州紀伊 郡本宮祠 官	山城国紀 伊郡本宮 正官	同前	同前	同前	城州紀伊 郡本宮祠 官	城州紀伊 郡本神社 司	本宮祠官
正四位下行 筑後守秦宿 祢為臣	正四位下行 筑後守秦宿 祢為縞	同前	同前	同前	正四位下行 筑後守秦宿 祢為房	從四位上松 本筑後守秦 為(勝)	正五位下阿 波守秦宿祢 親俊
右雖為本宮之奧秘、依格別之願望、 略式修封之嚴聖令授与焉、祭祀慎之 無怠也	右雖為本宮之奧秘、依格別之願望、 略式修封之嚴聖令授与焉、祭祀慎之 莫怠也	同前	同前	同前	右雖為本宮之奧秘、依各別之願望、 略式修封之嚴聖令授与焉、祭祀慎之 莫怠也	右今度依「勸請先省略」、奉修封当 社、神靈而許授焉、慎尊信不可有怠 慢者也	右於本宮雖為奧秘、依懇望神事令修 行奉勸遷大明神於其清地(勸請先省 略)齋場矣、無怠祭祀於尊信者、豊 饒万福可有守護者
A 1	A 1	A 1	A 1	A 1	A 1	A 4	C 1
約45cm × 約33cm	—	—	—	—	—	—	約46cm × 約33cm
939 歷彩館	315 狛江	629 南茅部	512 三芳史	47 正一位	855 埼玉	673 埼玉	個人蔵

森家		中津瀬家	鳥居南家	
文化六歳 季秋豊日	寛政九歳 仲春豊日	寛政十二 年初夏吉 辰	文久三麦 年六月吉 辰	明和八年 十一月豊 日
一八〇九	一七九七	一八〇〇	一八六三	一七七二
同前	同前	正一位稲 荷大明神 安鎮之事	正一位大 田森稲荷 大明神安 鎮之事	正一位稲 荷大明神 安鎮之事
京都東洞院通 仏光寺上ル古 沢家主尊敬鎮 守之祠	武蔵国比企郡 月輪村鎮守祠	上野国佐位郡 下触邑須藤家 鎮守尊神	肥前佐嘉大田 村慈広寺湖龍 鎮守祠	榎本弥左衛門 (武蔵国入間 郡川越)
城州紀伊 郡稲荷惣 本宮正官 神主	城州紀伊 郡稲荷惣 本宮祠官	城州紀伊 郡稲荷本 宮正官上 神主	城州紀伊 郡惣本宮 祠官	稲荷本山 神主
正四位下行 參河守秦宿 祢公府	正四位下行 三河權守秦 宿祢公府	正四位下行 陸奥守秦忠 熙	正四位下行 和泉守秦宿 祢高胤	正四位下和 泉守秦宿祢 高利
右於本宮雖為奧秘、其主之志願有年 矣、今復頻依懇望奉勸遷大明神於其 清地(勸請先省略)者也、神璽到日 宜祓除其祠而永世奉安鎮也、祭祀無 怠於尊信者、其家繁榮豊饒万幸可有 守護者	右於本宮雖為奧秘、其主之志願有年 矣、今復頻依懇望奉勸遷大明神於其 清地(勸請先省略)者也、神璽到日 宜祓除其祠而永世奉安鎮也、祭祀無 怠於尊信者、其家繁榮豊饒万幸可有 守護者也	右於本宮雖為奧秘、因懇望略祀式令 修行奉勸遷大明神於其清地(勸請先 省略)斎祠、無怠祭祀於尊信者、豊 饒万福可有守護者也	右雖為本宮之奧秘、其主之志願有年 矣、今復頻依懇望小祀式修封之奉勸 遷大明神於其清地(勸請先省略)鎮 守者也、神璽到日宜祓除其祠永世奉 安鎮也、祭祀莫怠於尊信者、諸願成 畢、幸福可有守護者也	右者雖為本山之奧秘、各別之因懇 望、小祀式条封之嚴璽令授与焉、礼 祭慎莫怠也
B 1	B 1	C 1	B 1	A 1
約50cm × 約35cm	—	—	約60cm × 約41cm	—
個人蔵	119頁 正一位	52頁 正一位	941頁 歴彩館	747頁 埼玉

江戸時代の正一位稲荷大明神安鎮証書について(松本)

東羽倉家

寬政八年 十月豊日	寬政八年 十月豊日	寬政八年 十月豊日	安永元年 十二月豊日	寬延二年 歲次己巳 二月豊日	寬保二年 歲次壬戌 正月豊日
一七九六	一七九六	一七九六	一七七二	一七四九	一七四二
正一位出 世泉稻利 五社大明 神安鎮之 事	正一位久 次郎稻利 大明神安 鎮之事	正一位長 藏稻利五 社大明神 安鎮之事	同前	同前	同前
上野国群馬郡 中泉村鎮守	上野国群馬郡 中泉村鎮守 願主惣代外池忠 之助	上野国群馬郡 中泉村鎮守	武州多摩郡廻 田村東平山別 当宝殊寺	武州崎玉郡向 川辺領中渡村 中、別当法輪 寺	御竹藏鎮守稻 荷大明神（武 藏国本所）
同前	同前	本宮正官	同前	同前	正官御殿 預
正四位下行 撰津守荷田 宿信郷	同前	正四位下行 撰津守荷田 宿信郷	正五位下行 撰津守荷田 宿信郷	從四位下行 撰津守荷田 宿信信名	從四位下行 撰津守荷田 信名宿祿
右本宮奧秘而不他家之所知所以猥警 封之、雖然高崎侯之家士依祈願、今 般為「勸請先省略」、請安鎮本宮之神 靈、因慎修唯一大行事大祀式極位神 靈之嚴靈令授与焉、永無怠慢奉祭祀 可為武運長久村中繁榮之鎮護者也	右雖為本宮之奧秘、依各別之願望、 小祀式修封之嚴靈令授与焉、祭祀慎 之莫怠也	右本宮之奧秘而所以猥警修封之、雖 然高崎侯之家士依祈願、今般為「勸 請先省略」、請安鎮本宮之神靈、因 慎本祀式修封之嚴靈令授与焉、永無 怠慢奉祭祀、可為武運長久村中安全 繁榮之鎮護者也	右雖為本宮之奧秘、依各別之願望、 略式修封之嚴靈令授与焉、祭祀慎之 莫怠也	右本山之奧秘、而不他家之所知故、 容易不許修封之、然「勸請先省略」 常崇敬当社異于他、且不遠千里、而 請本山之神靈安鎮、因封嚴靈以許授 焉、礼祭慎之莫怠也	右雖為本山之奧秘、依「勸請先省略」 願望、略式修封之嚴靈令授与焉、礼祭 慎而莫怠也
A 5	A 1	A 5	A 1	A 3	A 2
—	—	—	—	—	—
朱 31 号 164 頁	朱 31 号 163 頁	朱 31 号 163 頁	朱 53 号 102 頁	埼玉 748 頁	墨田 32 頁

愛染寺	西羽倉家				東羽倉家	
寛政八丙 辰八月	文久元年 三月豊日	万延元年 四月豊日	文化十年 後十一月 豊日	文化七年 正月廿三 日	慶応元年 後五月豊 日	安政四巳 年後五月 豊日
一七九六	一八六一	一八六〇	一八一三	一八一〇	一八六五	一八五七
正一位倉 田稻荷大 明神安鎮 事	正一位館 山稻荷大 明神安鎮 之事	正一位久 継稻荷大 明神安鎮 之事	正一位稻 荷大明神 安鎮事	正一位稻 荷五社大 明神安鎮 之事	正一位稻 荷大明神 安鎮之事	正一位小 田浜稻荷 大明神安 鎮之事
遠州引佐郡田 沢村、別所村 惣氏子中	越前国府中丹 生郡大王村、 三崎村兩御中	京師高倉通竹 屋町上上島七 郎兵衛	取次吉野勘兵 衛、武州入間 郡根岸村神山 与兵衛	武州入間郡金 子郷中神村淺 見基次郎殿鎮 守	長崎万屋町愛 谷富之助	奥州箱館小田 浜村中、七話 方市右衛門
皇都稻荷 本願愛染 寺	同前	正官目代	本宮正官	本宮正官 惣目代	正官御殿 預	同前
龍琛	從四位下行 伯耆守荷田 宿祢信度	正五位下行 伯耆守荷田 信度	同前	正四位下行 伯耆守荷田 宿祢信賢	從五位下行 撰津守荷田 信義	正四位下行 撰津守荷田 宿祢信純
右雖為本山奧秘、異他類依願望、嚴 璽令授与之了、礼祭慎莫退失矣	右雖為本宮之奧秘、依各別之願望、 中祀式修封之嚴璽令授与焉、祭祀慎 之莫怠也	同前	右雖為本宮之奧秘、依各別之願望、 略式修封之嚴璽令授与焉、祭祀慎之 莫怠也	右本宮之奧秘而所以猥警修封之也、 雖然今般為(勸請先省略)、請安鎮 本宮之神靈、因謹而本祀式修封之嚴 璽令授与焉、永奉祭祀無怠、可為其 所安全長久繁榮之鎮護者也	右雖為本宮之奧秘、依各別之願望、 小祀式修封之嚴璽令授与焉、祭祀慎 之莫怠也	右雖為本宮之奧秘、依各別之願望、 大略祀式修封之嚴璽令授与焉、祭祀 慎之莫怠也
A 6	A 1	A 1	A 1	A 5	A 1	A 1
—	—	約48cm × 約35cm	—	—	約58cm × 約42cm	—
569頁 稻荷信	福井	942 歷彩館	855 埼玉	855 埼玉	943 歷彩館	631頁 南茅部

愛染寺

初午	嘉永六癸丑歲二月	天保十五甲辰年二月吉祥日	天保十四癸卯年七月吉辰	天保十二辛丑年二月吉日	天保十一庚子年八月吉辰	天保七丙申年正月吉辰	文化五戊辰九月吉日
一八五三	一八四四	一八四三	一八四一	一八四〇	一八三六	一八〇八	
同前	正一位稻荷大明神安鎮之事	正一位國豐稻荷大明神安鎮	正一位稻荷大明神安鎮之事	正一位新三席稻荷大明神安鎮之事	同前	正一位稻荷大明神安鎮之事	
寺 郎、取次龍福	武州入間郡戸口村三田宇太郎、取次龍福	勢州鈴鹿郡関宿新所町原久太夫	武州秩父郡薄郷塩沢村中	武州秩父郡上飯田村林兵衛	但馬国七味郡板仕野村作右衛門、作藏、重助、与次兵衛、御村中	武蔵国多摩郡高木村宮鍋定七	甲州都留郡上暮地村大谷仲右衛門
染寺	日本稻荷總本宮愛染寺	日本稻荷惣本宮愛染寺	日本惣本宮愛染寺	同前	同前	日本稻荷惣本宮愛染寺	日本惣司稻荷山本宮愛染寺
晃順	同前	同前	同前	同前	同前	知山	興昌
怠慢	右雖為本宮與秘、依格別懇願、略式修封之嚴靈令授与之訖、礼祭永慎莫怠慢	右雖為本宮與秘、依格別懇願、略式修封之嚴靈令授与之畢、礼祭永慎莫怠慢	右雖為本宮與秘、依格別懇願、太々祀式修封之嚴靈令授与之畢、礼祭永慎莫怠慢	右雖為本宮與秘、依格別懇願、中式修封之嚴靈令授与之畢、礼祭永慎莫怠慢	右雖為本宮與秘、依格別懇願、大祀式修封之嚴靈令授与之畢、礼祭永慎莫怠慢	右雖為本宮與秘、依格別懇願、略式修封之嚴靈令授与之訖、礼祭永慎莫怠慢	右雖為本山與秘、異他類依願望、嚴靈令授与之畢、祭礼永慎莫怠
A 1	A 1	A 1	A 1	A 1	A 1	A 1	A 6
—	—	—	—	—	—	—	—
283 坂戸頁	龜山	750 埼玉頁	813 埼玉頁	口繪 稻荷信	104 朱16号頁	54 正一位頁	

江戸時代の正一位稻荷大明神安鎮証書について（松本）

「元禄以来愛染寺へ勸請頼来候もの共々取置候書付数通有之内、正一位与書記候も有之、元禄以来勸請致来候儀ハ無相違相聞候」とあることから(後掲註(25)、一一四頁)、社中三者は遅くとも元禄期から稲荷大明神の分霊の勸請を始めたと思われるが、寛保期より前の安鎮証書は現時点では見つかっていない。

(3) 前掲註(1) 『正一位稲荷大明神』、一六、一三九頁。

(4) 前掲註(1) 『正一位稲荷大明神』。

(5) 大森恵子 『稲荷信仰と宗教民俗』(岩田書院、一九九四年)。

(6) 前掲註(1) 『正一位稲荷大明神』の「表一 正一位稲荷勸請の文書」(一八〇―二八頁)には多数の安鎮証書が取り上げられているが、発給者や勸請先などは記されているものの、本文は記されていないので、同表と本表とは性格が異なる。

(7) 個人蔵。

(8) 伏見稲荷大社御鎮座一千二百五十年大祭奉祝記念奉賛会編 『伏見稲荷大社年表』(同奉賛会、一九六二年) 六一―七六頁。

(9) 伏見稲荷大社御鎮座千三百年史調査執筆委員会編 『伏見稲荷大社御鎮座千三百年史』(伏見稲荷大社、二〇一一年) 二二―四頁。

(10) 「荷田氏の祠官列加入と神主家秦氏」(伏見稲荷大社 『朱』編集部編 『朱』第三四号別冊、伏見稲荷大社社務所、一九九一年) 二一―二二頁。

(11) 菊池武 『伏見稲荷大社本願所の成立と消長』(伏見稲荷大社社務所編 『朱』第二六号、伏見稲荷大社、一九八二年) 一三九―一四一頁。

(12) 前掲註(1) 『正一位稲荷大明神』、四四―四五頁。

(13) 前掲註(1) 『正一位稲荷大明神』、四四頁。

(14) ちなみに安鎮証書の包紙には、「安田阿波守」など証書本体には出てこない発給者の苗字が記されていることが多い。

(15) 前掲註(1) 『正一位稲荷大明神』、一八二頁。

江戸時代の正一位稲荷大明神安鎮証書について(松本)

- (16) 埼玉県編『新編埼玉県史 資料編』一八(埼玉県、一九八七年) 八三七頁。
- (17) 前掲註(1)『正一位稲荷大明神』、七二～七六頁。
- (18) 個人蔵。
- (19) 個人蔵。
- (20) 狛江市編『狛江市史料集』第七(狛江市、一九七七年) 四三九頁。
- (21) 前掲註(1)『正一位稲荷大明神』、一〇四頁。
- (22) 前掲註(16)『新編埼玉県史 資料編』一八、八五五頁。
- (23) 前掲註(1)『正一位稲荷大明神』、一三四頁。
- (24) 前掲註(1)『正一位稲荷大明神』、一四〇頁。
- (25) 「附・文化二年の社中・愛染寺出入の奉行所申渡」(伏見稲荷大社『朱』編集部編『朱』第三五号別冊、伏見稲荷大社社務所、一九九二年) 一一五頁。
- (26) 京都府立・京都学歴影館蔵「大西家文書・乙」九四七。
- (27) 西垣晴次「二瓶塚稲荷縁起その他」(伏見稲荷大社社務所編『朱』第三二号、伏見稲荷大社、一九八七年) 一六二頁。
- (28) 前掲註(1)『正一位稲荷大明神』、五三、五五頁。
- (29) 前掲註(1)『正一位稲荷大明神』、一〇九頁。
- (30) 前掲註(26)「大西家文書・乙」九四六。
- (31) 高田照世「近江粟太郡手原稲荷神社の成立過程」(伏見稲荷大社社務所編『朱』第六〇号、伏見稲荷大社、二〇一七年) 五八頁。
- (32) 前掲註(5)『稲荷信仰と宗教民俗』、五八六～五八七頁。
- (33) 前掲註(10)「荷田氏の祠官列加入と神主家秦氏」、三四頁。前掲註(5)『稲荷信仰と宗教民俗』、五九二頁。

- (34) なお料金を納めると、「覚」と題し、「為此度御安鎮料奉納之処、目出度致神納候」などと記された領収書が発行されたことを確認できる。(厚木市教育委員会編『厚木市史 民俗編』一(厚木市、二〇一四年) 五五七頁)
- (35) 前掲註(26)「大西家文書・乙」二〇八。
- (36) 平塚市編『平塚市史』四(平塚市、一九八四年) 四四二頁。
- (37) 前掲註(16)『新編埼玉県史 資料編』一八、七四九頁。
- (38) 奥富敬之他編『安房白浜町近世史料集』I(白浜町役場、一九八五年)。
- (39) 伏見稲荷大社社務所編『朱』第五三号(伏見稲荷大社、二〇一〇年)。
- (40) 三芳町史編集委員会編『三芳町史 史料編』I(三芳町、一九八六年)。
- (41) 南茅部町史編集室編『南茅部町史』下(南茅部町、一九八七年)。
- (42) 狛江市編『狛江市史料集』第八(狛江市、一九七八年)。
- (43) 墨田区教育委員会編『墨田区古文書集成』V(墨田区教育委員会、一九九一年)。
- (44) 高根沢町史編さん委員会編『高根沢町史 民俗編』(高根沢町、二〇〇三年)。
- (45) 佐々木勝之編『住屋(世良) 二代記』(熊野町郷土史研究会、二〇〇〇年)。
- (46) 伏見稲荷大社社務所編『朱』第三六号(伏見稲荷大社、一九九三年)。
- (47) 伏見稲荷大社社務所編『朱』第一六号(伏見稲荷大社、一九七四年)。
- (48) 坂戸市教育委員会編『坂戸市史 民俗史料編』I(坂戸市、一九八五年)。
- (49) 三芳町編『三芳町史 民俗編』(三芳町、一九九二年)。
- (50) 伏見稲荷大社社務所編『朱』第一一号(伏見稲荷大社、一九七一年)。

(まつもと ゆうすけ・京田辺市教育委員会市史編さん室主任)

江戸時代の正一位稲荷大明神安鎮証書について(松本)